

筑西市財政等健全化
調査特別委員会調査報告

本委員会は本市の財政状況等を研究調査するため、平成19年第3回定例会において設置されました。それ以降、本市が置かれていく厳しい財政状況等を調査し、早急な財政の健全化に向けた道筋を示すことを目的に、計13回の委員会を開催し、協議してきたもので、今定例会において調査結果を報告し、承認されました。以下は、その報告書をまとめたものです。

◎調査に対する委員会の結論

(1)歳入歳出規模の適正化について

① 事務事業の見直しについて

平成19年度の本市の事務事業の総数は1,100余あるといわれているが、この見直しについては、行政評価や予算編成を通して財政課、企画課及び行政改革推進課(主管課)によって実施されている。この見直しに当たっては、社会情勢の変化、財政事情の悪化などの観点から十分な検討を行うべきである。また、事務事業の外部委託を行う場合も、人件費等も含めた費用対効果について十分に検証を行い、方針を決定すべきである。さらに、標準財政規模は平成12年度に265億円、17年度に

230億円と5年間で35億円の減少。19年度から21年度まで概ね220億円と予測されている。このことから、大幅な歳入の確保が見込めない現状では、標準財政規模も減少していることから、市民の行政需要に配慮しつつ、この減少に見合った事務事業の見直しを徹底し、スリムな行政システムの構築を目指すべきである。

②遊休地等の活用について

厳しい財政事情を考慮し、使用していない土地や建物に関して、売却による収益の確保と維持管理費の削減を含めた検討をすべきである。

③物件費(委託料)について

契約の一元化や受託業者との交渉によりかなり削減されたが、契約方法について再考し、更なる透明性の確保を図るべきである。特にコンピュータ関連の委託契約については、頻繁に法律の改正がある場合、自己方式は多額の委託料が発生するので、計算センターへの業務委託の方式が安価であるが、自己方式は簡易な変更には即座に対応できるという一面がある。このようなことから、どちらの方式にも長所・短所があるので、今後どちらの方式がベターなのか、慎重な協議をすべきである。

④手数料及び使用料の改定について

受益と負担の原則は理解できるが、一方的な値上げではなく、まずは収入未済額の回収に努め、行政経費の節減を図ったうえで改定すべきである。(上下水道使用料、住宅使用料、農集排使用料など)

また、公民館等の公共施設の使用料については、地元の老人会や子供会等が使用する場合、減免措置の導入などを考慮すべきである。この減免措置については、明確で統一的な基準が必要である。(各種使用料・手数料など)

⑤人件費について

合併後、議員の在任特例の任期満了や職員の大量退職に伴い、大幅な削減ができた。しかし、受付案内業務や電話交換の民間業者への委託については、職員がやれば委託料の削減になるので、職員がすべきである。

⑥収入未済額の回収について

平成18年度の本市の収入未済額の合計額は、36億4,700万円であり、収入未済額の回収は数少ない収入源となることから、全職員を挙げて取り組むべきである。

⑦広域分賦金について

平成19年度予算での筑西広域市町村圏事務組合の清掃費は11億5,300万円、消防費は

12億7,500万円、議会総務費(職員・遊湯館)1億6,400万円、火葬場費4,300万円、老人福祉センター費2,900万円、その他4千万円の合計27億400万円。下妻地方広域事務組合には負担金等で6千万円、筑北環境衛生組合に負担金等で4,800万円。県西総合病院の負担金で6,800万円、食肉衛生組合の解散に伴う清算金3億7,200万円(19年度限り)合計32億5,200万円と年々増加傾向である。これらの負担金は、毎年度の事業費のほか建設費の償還分も含むため、それぞれの組合、事業費の抑制について所管課から要請すべきである。

⑧補助金等の見直しについて

補助費等は、各種団体への補助金、水道や病院会計への補助金、筑西広域市町村圏事務組合等への分賦金などの合計であるが、多額となっているので、今後、関係者と協議を行い、削減の模索をすべきである。

⑨起債の抑制について

実質公債費比率の縮小のため起債額の抑制が必要である。

(2)市税の安定的な確保について

地方税の滞納問題は、最近の景気の低迷に伴い、多くの地方公共

団体の間で大きな問題になってい
る。徴税職員の度重なる督促にも
なかなかな滞納整理が進まない現状
である。そこで比較的簡便な「行
政サービス」の停止措置を取り入
れる自治体が増加している。

本市においても、納税の公平負
担の原則から、税等の滞納者に対
するサービスの制限について、一
部実施中（入札参加拒否や市営住
宅入居拒否等）であるが、更なる
サービスの制限の実施を検討してい
る。しかしながら、この制度を実
施する場合、生活弱者や行政サー
ビス停止の妥当性について慎重に
考慮しながら実施すべきである。

税の滞納整理については、行政
サービスの制限も理解できるが
「税法に基づく滞納処分」を実施
し、最大限の徴収努力をすること
が重要である。また、収納率向上
のため、収納体制の一元化を検討
すべきである（全庁を対象とした
収納専門の課等の新設）。さらに、
きめの細かい納税相談を行う総合
的な相談体制の整備を行うことも
に、悪質滞納者には毅然とした法
的措置を講じていくべきある（車
の差し押さえにはタイヤロックを
使用等）。

ところで、今回初めて物納品や
差し押さえ品に対してネットオー
クションを開催することであ

るが、このような取り組みをどん
どん推進すべきである。

**(3) 特別会計及び企業会計への繰出
金等の抑制について**

繰出金の抑制については、人件
費及び物件費を除いては達成でき
なかった。特別会計への繰出金は、
48億2,800万円（17年度決算）、
類似団体との比較で約10億円多い
（会計の数にもよる）。各会計とも
料金体系を見直し、独立採算を基
調とし、積極的な収入未済額の回
収を図り、できるだけ一般会計か
らの繰り入れに頼らないようにす
べきである。また、今回、繰出金
の抑制ができなかった原因を徹底
的に検証し、かつ、詳細に分析し、
直ちに抑制をすべきである。

- ① 国民健康保険は、保険税改定に
加え、ルール外の繰り出しを従
来の半分に、繰出金の抑制を図
るとの方針であるが、値上げを
すると滞納額が増加する。その
結果、収入減になる。また、値
上げ、という相関関係になって
いる。まずは、多額の滞納額の
徴収に努め、国民健康保険特別
会計の適正化を図るべきである。
- ② 介護保険は、国民健康保険特別
会計同様、滞納者対策の強化が
必要である。

③ 公共下水道事業は、新規事業費
の凍結、継続事業の休止や期間

延長等を検討し、事業規模を2
分の1の3億円規模とし、一般
財源充当額の抑制を図り、また
平成20年度から下館地区、関城
地区の料金改定額を20%として
の見直しを、あわせて滞納者対
策、加入促進等を行って、計画
期間累計で2億5,500万円
の削減を目指すとの計画である
が、滞納者対策や加入者促進を
行った後に、適正な料金体系に
努めるべきである。

- ④ 水道事業は、補助金の削減とあ
わせて新規事業の凍結、継続事
業の休止、期間延長、使用料の
見直し、滞納者対策（未収水道
料金1億1,800万円）、加入
促進を行う計画であるが、公共
下水道事業と同様に滞納者対策
や加入者促進を行った後に、適
正な料金体系に努めるべきであ
る。

**(4) 本委員会において課題とされた
件について**

本委員会において課題とされた
件①市民病院、②スピカビル、③
下館新能や美術館の3項目が課題
として提起された。

- 市民病院に対しては別の特別委
員会が設置され、調査をしている
ことから、調査対象外とした。
- ① スピカビルへの行政機能の移転
に係る負担とランニングコスト

については、厳しい財政事情の
中、スピカビルを行政フロア（3・
4階）にすることで毎年1億円
を超えるランニングコストが
かり、新たな課題であるとの財
政健全化計画の提言であった。
当委員会では、スピカビルに関
しては鋭意議論を重ねてきた結
果、以下のような結論に達した。
スピカビルに関しては、財政健
全化計画の新たな課題として掲
げられているとおり、本市の厳
しい財政事情をかんがみ、毎年
1億円を越えるランニングコス
トを考慮すると、売却以外の方
向も検討すべきであるという意
見もあつたが、大勢は売却すべ
きであるとの結論に達した。

**② 下館新能や美術館については今
後も継続すべきであるとの意見
もあつたが、非常に厳しい財政
事情のもと、福祉や教育関連経
費は節減できないので、大勢は
下館新能や美術館を一時休止す
べきであるとの結論に達した。**

- 【筑西市財政等健全化調査特別委員会】
- ◎ 水柿 一俊 ○ 金澤 良司 吉原 一利
- 宮崎 勇 真次 洋行 堀江 健一
- 仁平 正巳 外山 壽彦 榎戸甲子夫
- 山口 明 箱守 茂樹 吉澤 範夫
- 鈴木 聡

（◎委員長 ○副委員長）